

18消安第14354号
平成19年3月22日

社団法人日本動物用医薬品協会理事長
社団法人全国動物薬品器材協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「薬事法関係事務の取扱いについて」の一部改正について

動物薬事につきましては、平素よりご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

本年4月1日から、動物用医薬品等の承認審査等の効率化を目的として、承認審査及びこれに関連する事務については、動物医薬品検査所において一括して行うこととなります。これに伴い、「薬事法関係事務の取扱いについて」(平成12年3月31日付け12番A第729号農林水産省畜産局長通知)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、同日から施行することとしましたので、貴協会会員への周知をお願いします。